

かごしま農産物等海外販路開拓支援事業実施要領

第1 目的

輸出に取り組もうとする産地（生産者の組織する団体あるいは生産者個人，グループ。以下同じ）にとって，輸出先国・地域のニーズや規制の把握やその対応，海外の実需者（卸商社，小売事業者，飲食店等業務事業者等）とのマッチング，効率的な輸送ルートの確保は，通常の国内出荷とは異なる規制，言語，商習慣，手続きへの対応が求められ，対応が困難かつ労力を要することが海外への新規販路開拓の妨げとなっている。

そのようなことから，新たに輸出に取り組む生産者や既に輸出に取り組んでいる生産者へ輸出向けのアドバイスが可能な輸出商社や集出荷業者が，県産農産物等の海外市場への新規販路開拓を行うに当たって，県内産地と連携及び共同で実施する取組を支援することにより，県産農産物等の持続的な輸出拡大を図る。

第2 定義

この要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 県産農産物等
鹿児島県内で生産された農畜産物（ただし，加工食品を除く）など
- (2) 輸出商社
県産農産物等の輸出に取り組み，自ら県産農産物等を調達・とりまとめ，輸出先のインポーター等との商談や物流の手配等を行う事業者であること
- (3) 県産農産物等集出荷業者
輸出商社と連携し，県内産地から輸出向け農産物等を集めて出荷するとともに，輸出に取り組む生産者の掘り起こしや，生産者に対し輸出向けのアドバイスが可能な事業者
- (4) 新規販路開拓
新たな商流の構築（新たな海外商社等との契約による取引先の開拓，新規輸出先国への販路開拓など）又は既存商流の拡大（既存取引先への新たな取引品目の開拓や県内産地の提案など）

第3 事業内容

県産農産物等の海外市場への新規販路開拓に資する次の(1)又は(2)に掲げるプロジェクトを予算の範囲内で支援する。

- (1) 輸出環境整備
 - ・ 県産農産物等のテスト輸送や鮮度保持等の試験
- (2) 海外営業活動
 - ・ 販売促進活動（県産農産物等フェアの開催，商談会・見本市等への出展，市場調査等）
 - ・ 県内産地への海外バイヤー等の招へい

第4 事業実施主体

次のいずれかに該当する者で，GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること

- (1) 輸出商社
- (2) 県産農産物等集出荷業者
ただし、輸出商社及び農業者が含まれる3者以上の連携体として、主体的に協働するための具体的な役割や実施体制等を備えていることが、連携する者の間の覚書等で確認できるもの
- (3) その他知事が特に認める者

第5 補助対象経費

県産農産物等の海外市場への新規販路開拓に資する取組に要する経費

- (1) 輸出環境整備に要する経費
 - ・テスト輸送に係る賃借料（現地倉庫等借り上げ料（6か月を上限））、輸送費（コンテナ借り上げ料等）
 - ・鮮度保持試験に係る経費（輸送試験や保存試験，研究機関への調査費等），資材購入費（テスト輸送に相当する部分に限る。）
 - ・輸出対象国（地域）が求める規制等への対応に係る経費（証明書取得，検疫官の招へい等）
- (2) 海外営業活動に要する経費
 - ・販売促進活動に係る旅費，賃金（フェア開催時の販売員等），通訳費・翻訳料，サンプル購入費，サンプル送料，手数料（サンプル分通関経費等），通信費，広報費（海外メディアへの記事掲載等），賃借料（新たな対象国に拠点を設ける場合の事務所賃料（月10万円×6か月を上限）），使用料（商談会の会場料，焼き芋器等販売に必要な機器リース料，店舗棚賃料等），資材購入費（ポップや立て札作成等）
 - ・県内産地への海外バイヤー招へいに係る通訳費・翻訳料，旅費（海外バイヤー1人当たり年1回を上限），使用料（レンタカー代等）
- (3) その他県産農産物等の新規販路開拓に要する経費（ただし，知事が必要と認めるものに限る）

※ 以下に掲げる経費は対象外とする

- (ア) 輸出商社が，自社及びグループ会社において農産物等の生産を行っている場合，当該農産物等の輸出に係る経費は補助対象に含めないものとする。
- (イ) 通常の営業活動のための経費又は，パソコン等汎用性の高い機器資材に係る経費
- (ウ) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号）第4条第1項の交付の決定の前に発生した経費（かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業補助金交付要綱8条による事前着手届を提出した場合を除く。）
- (エ) 雇用関係が生じるような月極の給与，賞与，退職金その他各種手当等
- (オ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）
- (カ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第6 補助率

- (1) 第3の(1)に係る取組 補助対象経費の10/10以内
 - (2) 第3の(2)に係る取組 補助対象経費の1/2以内
- ただし、補助金額は、(1)及び(2)合わせて5,000千円を上限とする。(千円未満切捨て)

第7 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、実施しようとする事業について、以下の書類を郵送又は電子メールで、知事に提出するものとする。

- (1) 承認申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2-1号様式）
- (3) プロジェクト参画に係る覚書（別記第2-2号様式）※第4の(2)に該当する者のみ
- (4) 収支予算書（別記第3号様式）

以下、(5)～(8)の書類について、申請者は、事業実施主体として参画する全ての事業者の分を提出すること

- (5) 自社の概要が分かるパンフレット等資料
- (6) 直近3か年の収支の状況が分かる資料
- (7) 都道府県税の未納がないことを証明する書類
- (8) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることが分かる資料

2 審査

知事は提出された事業計画書について、別表の配分基準で実施プロジェクトごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 申請書類に不備、不足がある場合
- (2) 申請者と連絡が取れない場合
- (3) 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (4) 申請者が事業実施主体の要件に適合しない場合
- (5) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (6) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合

3 事業実施計画の承認

知事は、第7の2の審査終了後、申請者に別記第4号様式にて結果を通知するものとする。

4 補助金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、知事に補助金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で知事にその旨を通知するものとする。

5 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 申請者は、提出した書類は承認、不承認にかかわらず返却されないことを了知すること。
- (3) 知事は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする。

第8 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画において、次の各号における変更が生じる場合又は計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別記第5号様式に事業計画書（別記第2-1号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）を添付した事業実施計画変更承認申請書を知事に提出し、第7の2による審査及び第7の3による承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

第9 事業の実施

事業の実施に当たっては、第7の3の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

第10 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本補助金を原資とした不当廉売（取り扱う県産農産物等を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

第11 その他

- 1 事業実施主体は、事業終了後も知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う県産農産物等の輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この実施要領は令和5年3月29日から施行する。
- 2 この実施要領は令和6年4月17日から施行する。

別表 配分基準

※実施プロジェクト毎に評価を行う

※各審査項目ごとに複数の内容が該当する場合、最もポイントが高いものをひとつ配分する

審査項目	内 容	ポイント
1 対象品目	・農産物（野菜・果実・お茶・米・花きに限る）を対象とする取組	10
	・上記以外の農産物を対象とする取組	5
2 対象品目輸出に係る資質と実績	・対象品目について、海外市場の情報を収集・分析でき、また、商流を有しており、継続的に輸出した実績がある	15
	・対象品目について、海外市場の情報を収集・分析できており、イベントやテスト販売等で単発的に取り扱った実績がある。	10
	・対象品目について、イベントやテスト販売等で単発的に取り扱った実績がある	5
3 海外での新規販路開拓における自社の強み	・海外における明確な営業基盤を築いており、農産物等の新たな販路開拓が大いに期待できる	5
	・海外における営業活動を積極的に展開しており、農産物等の新たな販路開拓が期待できる	3
4 県内産地との連携における自社の強み	・これまでも県内の農産物等産地と連携しており、新たな産地との連携も期待できる	5
	・これまで県内の農産物等産地と連携していないが、新たな産地との連携が期待できる	3
5 事業計画の実現可能性	・計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が十分高い 〈輸出環境整備〉 テスト輸送や鮮度保持等試験の実施時期、輸送先、試験方法、見込まれる成果等が明確に記載されている 〈海外営業活動〉 販売促進活動の実施時期、活動場所、活動方法、見込まれる成果等が明確に記載されている	30
	・計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、一定の成果が期待できる	10
6 事業計画の新規性	・これまで輸出実績のない輸出先国を対象とした意欲的な取組である	10
7 事業の実施体制 ※同一年度で複数のプロジェクトを実施した場合は輸出額を合算する	・事業へ取り組むプレイヤー及びその役割が明確であり、集出荷業者と連携して対象品目をとりまとめ、輸出する能力を有している	10
	・事業へ取り組むプレイヤー及びその役割が明確である	5
8 事業実績	・事業に継続して取り組む意欲があり、申請者が過去に事業を実施した際、県産農産物等の輸出額が10%を超えて増加した	15
	・事業に継続して取り組む意欲があり、申請者が過去に事業を実施した際、県産農産物等の輸出額が1～10%増加した	10
	・事業に継続して取り組む意欲があり、申請者が過去に事業を実施した際、商談等に取り組んだ実績がある	5
	・過去に事業を実施した実績がない	0
計（最大）		100